

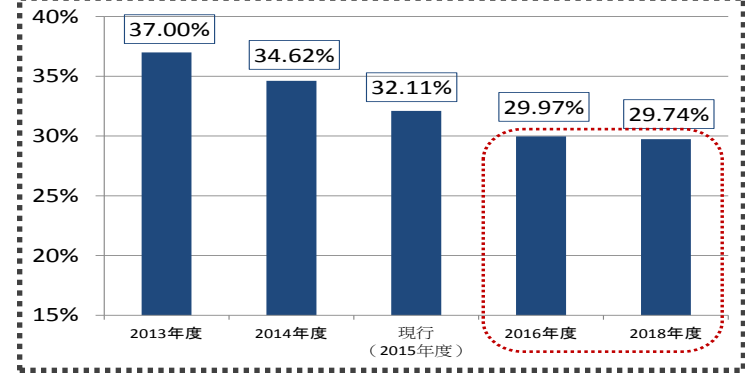
経済産業関係 平成28年度 税制改正のポイント

I. 法人税改革 —法人実効税率の引下げ—

◆ 平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで税率引下げを決定。

◆ 財源は、経済に悪影響の少ないものに絞って対応。

- ① 研究開発税制を堅持
- ② 減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない、建物附属設備・構築物に限定
- ③ 設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し(「やるなら今でしょ」)
- ④ 外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保—中小企業に対する外形標準課税は、引き続き「慎重に検討」を行うこととする。
- ⑤ 繰越欠損金の控除上限の引き下げは、総枠を維持しつつ、縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化



II. 新たな機械装置等の投資に係る固定資産税の見直し

◆ 赤字企業を含め、地域の中小企業の前向きな設備投資を支援するため、史上初の固定資産税の投資促進減税を実現。

— 中小企業が新たに取得する機械装置(160万円以上、生産性1%向上)について、固定資産税を3年間半額とする措置

III. 未来投資の拡大

◆ 「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備

・ 企業経営者に「攻めの経営」に向けたインセンティブを付与するため、新たに一定の株式報酬の損金算入を認めるとともに、利益連動給与の範囲の明確化を実現。

◆ グリーン投資減税の重点化・延長

・ エネルギーミックスの実現に向け、新たに地熱発電や木質バイオマス利用設備を追加するなど対象設備の重点化を行うとともに、適用期限を2年延長。

◆ 資源開発促進税制(海外投資等損失準備金制度及び減耗控除制度)の延長等

・ エネルギー・鉱物資源の安定供給確保や自主開発促進のため、減耗控除制度の準備金の据置期間の拡充や役員派遣要件緩和等の上、適用期限を延長。

IV. 地域経済再生、中小企業・小規模事業者の活性化

◆ 少額減価償却資産の特例措置の延長

・ マイナンバー等で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用期限を2年延長。

◆ 交際費課税の特例措置の延長

・ 中小法人が交際費を支出した場合、800万円まで、全額損金算入することができる措置について、適用期限を2年延長。

◆ 事業承継の円滑化のための税制措置の強化等

・ 取引相場のない株式の評価方法について、指標となる上場企業(多くはグローバル経営)と中小企業の違い等を踏まえ、早急に検討を行う。

・ 個人事業者が保有する事業用資産に係る事業承継時の負担を軽減するための措置の創設等について、引き続き総合的に検討する。

V. 車体課税の抜本的見直し

◆ 自動車取得税の廃止(消費税率10%引き上げ時)

◆ 自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入(同上)

・ 自動車取得税の付け替えとならない2割程度縮小した規模での制度設計。
・ 税率区分として2020年度基準に加え、2015年度基準を一部用いることで消費を喚起。自動車取得税の廃止とあわせて負担の軽減を図る。

◆ 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長

・ 自動車税のグリーン化特例については、基準を切り替え。2015年度燃費基準による現行対象車の一部も引き続き減税対象として維持し、1年延長。

・ 軽自動車税のグリーン化特例については、基準を変えることなく1年延長。

VI. 地球温暖化対策のための税(森林吸収源対策関連)

◆ 温対税の用途は拡大せず、エネルギー起源CO2排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用等の普及に向けて、モデル事業や技術開発、調査に限定して活用。

◆ 新税については、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる新たな仕組みを検討。その時期については、適切に判断するとの整理。